

第665号
平成30年 12月
2018年



広報 やわた

平成30年(2018年) 11月1日現在
人口7万1449人 前月比 2人増
男:3万4778人 女:3万6671人
世帯 3万2825世帯
動き 出生 41人 死亡 64人
(10月分) 転入 205人 転出 180人

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています



ファミリープレイランド・2018(あいあいポケット、11月9日)

| 31月 | 30日 | 29日 | 28日 | 27日 | 26日 | 25日 | 24日 | 23日 | 22日 | 21日 | 20日 | 19日 | 18日 | 17日 | 16日 | 15日 | 14日 | 13日 | 12日 | 11日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | | |
|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|--------------------------------------|-------|-----|---|---|-----|--|---|-----|-----|----------------------|-----|---------------------------------------|-----|---------------------------------------|---|----|----|----|----------------------------------|----|--|---|----------------------------------|--|---|
| | | | | 司法書士相談(予約は20日) 生活情報センター 13時30分~16時 女性専門相談(予約制) 八幡人権・交流センター 13時30分~16時30分 | | | 振替休日 大型ごみの持ち込み(市役所別館環境業務課) 9時~12時 | 天皇誕生日 | | 年金相談(予約制) 文化センター13階第1講習室 10時~16時 行政相談(文化センター12階第1会議室) 13時30分~16時 オレンジカフェ(地域包括ケア複合施設YMBT) 14時~15時30分 | 個別就職相談会(予約制) 市役所1階相談室(北玄閣西側) 10時~14時 オレンジカフェ(文化センター喫茶室) 14時~15時30分 | | 子どもすくすくひろばパート29 文化センター3階第6、7講習室 10時30分~11時30分 | 人権相談(生涯学習センター) 13時~16時 弁護士相談(予約は11日) 生活情報センター 13時15分~16時 | | | 普通救命講習Ⅲ(消防本部) 9時~12時 | | 女性専門相談(予約制) 八幡人権・交流センター 13時30分~16時30分 | | 弁護士相談(予約は4日) 文化センター2階第1会議室 13時15分~16時 | 人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時 くらしのセミナー(男山公民館) 14時~15時30分 | | | | 行政書士相談(文化センター2階第1会議室) 13時30分~16時 | | ふれあい福祉相談(出張相談・毎週火水木) 八寿園 13時30分~15時30分 文化センター2階第1会議室 13時15分~16時 | 障がい者(児)相談(肢体・聴覚) 橋本公民館 13時~15時 人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時 弁護士相談(予約は11月27日) | 八幡市民マラソン大会(市民スポーツ公園集合) 9時30分~12時 | 特別支援教育をともに考える集い(男山第二中学校) 14時~16時30分 観光情報ハウス集合 ①9時~②10時~ | 八幡市ウォーキングの日 松花堂ふれあい市(8・15・22・29日) 昭乗広場 8時30分~10時30分 観光ガイド付き男山健康ウォーキング |

12月のカレンダー(予定)

今月の主な内容

母子健康手帳アプリを導入、「やわた健幸づくり推進連携協定」を締結、表彰、八幡市都市計画マスタープラン改定素案にご意見を募集 2面
年末年始の業務案内・交通規制、消防団の年末特別警戒 3面
第7次行財政改革の基本方針について行財政検討審議会が答申 4面
国保特集(福祉医療制度のお知らせなど) 5面
償却資産の申告、個人住民税の特別徴収 6面
市職員の給与等の状況 7面
人権特集(被災者の人権について考える、人権擁護委員に相談を) 8面

グリーンカーテン写真コンテスト受賞作品決まる、放課後児童クラブ、子育てすくすく 9面
情報ひろば(市政・イベント・募集)、あなたも一言 10・11面
年金、相談、短信、生活、図書館 12・13面
保健医療(健康診査・相談、予防接種ほか)、健幸掲示板 14・15面
まちの話題(「安全・安心のまちづくり」パレード、障がい者スポーツ大会、第20回記念音の祭典 in YAWATA、愛の貯金箱) 16面

母子健康手帳アプリを導入しました

平成30年11月より、スマートフォンやパソコンで利用できる「母子健康手帳アプリ」(NTTドコモが運用)を導入しました(一部、利用できない場合があります)。

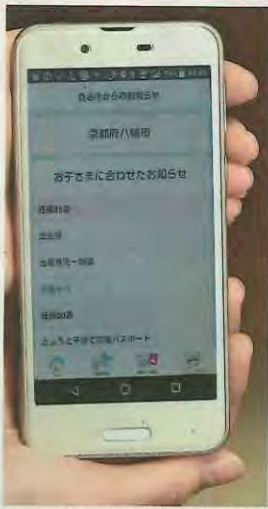
このアプリは、妊婦さんや子どもさんに関する八幡市からの情報が、妊娠週数・子どもさんの月齢に合わせて配信される他、健診の記録や成長グラフ、成長日記などの機能も備えています。記録した内容はサーバー内に保管されるため、万が一紛失した場合でも記録が残ります。

母子健康手帳とともに育児支援ツールの一つとしてご利用ください。

※乳幼児健診や予防接種等に来られる際は、従来の母子健康手帳(紙冊子)を必ず持参してください。

ご利用の流れ

- ① App Store/Google Playストアから「母子健康手帳アプリ」と検索
 - ② アプリをダウンロード
 - ③ ユーザー登録後、お住まいの自治体(八幡市)と、通院中の病院を選択し利用開始
- ※利用料は無料です。ただし、通信料はかかります。



アプリの画面イメージ

「やわた健幸づくり推進連携協定」を締結

本市では、市民が健やかで幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスシティ」の構築を目指し、市民の健康づくりに取り組んでいきます。その一環として、11月26日(月)、本市と市内および市近郊のスポーツクラブ5社と「やわた健幸づくり推進連携協定」を締結しました。



協定を締結した、スポーツクラブ各社の代表者と市長

締結事業所 株式会社スポーツ、株式会社スポーツ、グンゼスポーツ、株式会社スポーツクラブ、株式会社ビッグスポーツ

今後、市民の健康づくりの機運を高め、活動が活性化するように取組、活動に関する情報発信や生活習慣病、運動器疾患の予防プログラムの作成、実施等について連携を進めていきます。

◆問い合わせ 健康推進課

欽明台西地区でハンプを本設置

市では昨年度、国土交通省、京都府、京都府警察本部および八幡警察署と協力して、欽明台西地区で可搬型ハンプの試験設置を行ったところ、その効果が認められたため、同地区にハンプを本設置しました。



ハンプとは
車道に設置した凸部の路面で、その部分を通過する車両の速度を抑制させる道路構造です。

昨年度の試験設置時の検証結果
通過車両の速度が平均で時速4キロ・毎減速する効果がありました。

市では、引き続き通学路や地域の安全対策に取り組めます。みなさんのご協力をよろしくお願い致します。

◆問い合わせ 管理・交通課

八幡市都市計画マスタープラン 改定素案にご意見を募集

「第5次八幡市総合計画」に掲げる新たな将来都市像の実現に向け、八幡市の都市計画に関する基本的な方針として「八幡市都市計画マスタープラン」の改定作業を行っています。

◆提出方法

- あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)を記入し①②③④のいずれかの方法でご提出ください。
- ①郵送
 - ②ファックス送信 982・7988(代表)
 - ③市ホームページからメール送信
 - ④都市整備課(市役所2階)へ持参

提出されたご意見などを正確に把握するため、電話や口頭での受付はお断りしています。

◆その他
いただいたご意見などは、集約した上で、市の考え方とともに後日公表する予定です。個別に回答はできませんのでご了承ください。

◆提出先
都市整備課

◆問い合わせ 都市整備課

徒然に「立法事実論」

国においては、いろいろな問題に対応するため法律は創られます。そして、その創られた事情・経緯を指して、立法事実と言われています。

この立法事実「論」をつける、法律解釈の一つの方法として位置づけられるようです。すなわち、その法律の規定の成立事情は、その規定の当初の適用範囲をある程度明らかにしてくれます。これは、憲法においても同様といえます。

一方、法律で適用の範囲を明らかにしている場合は、解釈では対応しにくいこととなります。例えば、本年の6月18日に発生した大阪府北部地震においては、府が異なることで災害救助法の適用に差が出ました。これは、規定上の問題でもありません。

市は、必要に依り、条例、規則などを定め、予算により執行します。そして、財源の確保からもその必要性を見直すことも大切です。

12月、年末に向けては穏やかな日々が続いてほしいと念じています。

文化賞・スポーツ賞

市は11月3日(土・祝)、文化やスポーツの各分野で活躍された人や団体を表彰しました。

表彰式は、文化センターで開催。長年にわたり文化やスポーツの振興・発展に貢献された4人が功労賞を受賞されました。

また、昨年の9月から今年の8月末までの1年間で、文化やスポーツの大会等で優秀な成績を収めた27人と1団体が、各賞を受賞されました。

受賞者は次のとおりです。(敬称略)

【文化賞】

- ▽功労賞 吉田元男(八幡市文化協会)、吉村幸夫(八幡市囲碁将棋連盟将棋部会)、丁村迪子(八幡市文芸連盟短歌部会)
- ▽ジュニア賞 大堀明香

【スポーツ賞】

- ▽功労賞 野村和美(八幡市体育協会)
- ▽優秀選手賞 武元良樹



文化賞、スポーツ賞受賞の皆さん

高齢者叙勲

- ◆問い合わせ 社会教育課
- ▽瑞宝双光章 佐川貞夫(男山竹園) 元大蔵事務官

成人式

日時 1月14日(月・祝) 午前10時30分
場所 文化センター
対象 平成10年4月2日〜平成11年4月1日生まれの人
※市外へ転出した人も参加できます。
※該当者(11月1日現在、本市に住居登録のある人)には12月中旬に案内状を送付します。

◆問い合わせ 社会教育課

台風21号および24号に係る防災証明書の申請受付終了について

現在受付をしております、台風21号および24号に係る防災証明書の申請受付は12月14日(金)をもちまして、終了いたします。

証明書の発行が必要な

◆問い合わせ 防災安全課

人は、受付期間内に申請を行ってください。証明書の発行には被害状況の確認が必要です。被害発生から時間の経過や修繕等の理由により被害状況の確認が出来ず、写真等も無い場合、申請の受付は出来ませんのでご了承ください。

年末年始の業務案内

市役所の窓口業務は、
12月29日(土)から1月3日(木)まで休みです。

年末は窓口が込み合いますので、届出等は早めにお願
いします。また年末にかけて各家庭の大掃除などにより、
ごみが大量に出されることが予想されます。各地域の年
末年始のごみ収集日を、ご確認ください。

市役所の窓口

市民課などの窓口業務
は、12月28日(金)まで。
ただし死亡届など戸籍の届
け出し、市役所・西入口の
警備員室で受け付けしま
す。年始は1月4日(金)
から業務を開始します。
◆問い合わせ 総務課

ごみ収集

年末年始のごみの収集は
次のとおりです。(表)
▽大型ごみ(予約・持ち込
み)
年末は12月28日(金)正
午まで。年始は1月4日

燃やすごみ

| 収集地域 | 年内最終日 | 年始開始日 |
|-------|-----------|---------|
| 月・木曜日 | 12月27日(木) | 1月7日(月) |
| 火・金曜日 | 12月28日(金) | 1月4日(金) |

燃やさないごみ

| 収集地域 | 年内最終日 | 年始開始日 |
|------|-------------|----------|
| 月曜日 | 12月24日(月・祝) | 1月7日(月) |
| 火曜日 | 12月25日(火) | 1月8日(火) |
| 水曜日 | 12月26日(水) | 1月9日(水) |
| 木曜日 | 12月27日(木) | 1月10日(木) |
| 金曜日 | 12月28日(金) | 1月11日(金) |

プラスチック製容器包装

| 収集地域 | 年内最終日 | 年始開始日 |
|------|-----------|------------|
| 月曜日 | 12月17日(月) | 1月14日(月・祝) |
| 火曜日 | 12月18日(火) | 1月15日(火) |
| 水曜日 | 12月19日(水) | 1月16日(水) |
| 木曜日 | 12月20日(木) | 1月17日(木) |
| 金曜日 | 12月21日(金) | 1月4日(金) |

※汚れているプラスチック製容器包装はリサイクル
できませんので、燃やすごみにお出してください。
※年始は収集車両を増やしています。普段よりも早
く収集することがありますので、必ず午前8時ま
でにお出してください。

※都市再生機構の賃貸住宅
にお住まいの方は(☎06・
6969・2151)へ、
分譲住宅の方はそれぞれの
管理事務所へ。

八幡市 休日応急診療所

年末年始の診療日は、12
月30日(日)から1月3日
(木)まで、各日とも受付
時間は、午前11時30分～午
後5時30分。診療時間は正
午。診療科目は、内科・
小児科、歯科です。場所は
市役所北側母子健康センタ
1(☎9833・3001)
(右地図)

上下水道の 故障・修理

12月29日(土)～1月3
日(木)の故障・修理は美
濃山浄水場(☎981・3
255)へ連絡してくださ
い。なお、開閉栓業務は行
いません。

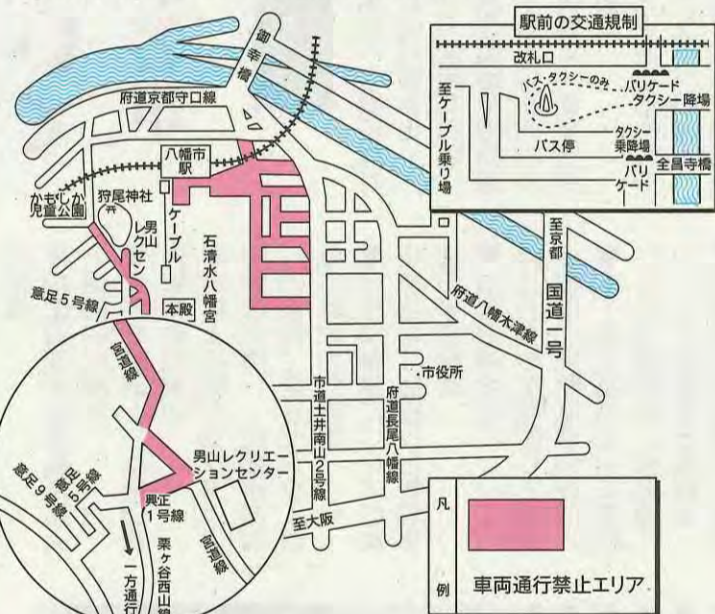
小児救急医療

田辺中央病院は、年末年



年末年始交通規制のお知らせ

年末年始、交通規制(下の図)が行われます。規制時間
等は次のとおりです(状況により延長の場合あり)。



- 八幡市駅周辺の交通規制
 - ▽12月31日(月)午後10時～1月1日(火・祝)午前5時、1日
午前8時～午後6時
 - ▽1月2日(水)午前9時～午後6時
 - ▽1月3日(木)午前9時～午後5時
 - 橋本地区の交通規制
 - ▽12月31日(月)午後10時～1月1日(火・祝)午後6時
 - ▽1月2日(水)午前9時～午後6時
 - ▽1月3日(木)午前9時～午後5時
 - ▽1月4日(金)～6日(日)・12日(土)～14日(月・祝)午前9
時～午後3時
- ※混雑状況により規制解除。
◆問い合わせ 八幡警察署交通課 ☎981-0110

- ▽田辺中央病院(京田辺市
田辺中央6の1の6 ☎07
74・63・1111)
- ▽男山病院(八幡市男山泉
19 ☎9833・0001)
- ▽宇治徳洲会病院(宇治市
槇島町石橋145 ☎077
4・20・1111)

◆問い合わせ 城南衛生管
理組合業務課(☎6331・
5171)

し尿の臨時収集 (有料)

年末年始の臨時収集の予
約は、受付件数に限りがあ
りますので、お早めにご連
絡をお願いします。

今冬の節電・省エネのお願い

冬は、暖房等により電力の使用量が多くなります。
CO₂の発生量を削減するため、無理のない範囲で
節電・省エネにご協力をお願いします。

- ◆節電・省エネのポイント
- 暖房時の室温は20度を目安に
 - 煮込み料理などを食べて体をあたためよう
 - 特に冷えやすい首まわりや足もとをあたためよう
 - 動きやすくあたたかい室内着を活用しよう
 - 根菜や香辛料など、体をあたためる食材をとろう
 - ブラインドなどの活用で、太陽のあたたかさを取り入れよう
- ◆問い合わせ 環境保全課

年末の交通事故防止府民運動

「年の瀬は
ゆとりとマナーで 事故防止」

八幡警察署(☎981・0110)

八幡市消防出初式

日時 1月6日(日)午前10時～正午
場所 男山中学校グラウンド
※雨天の場合は、体育館で式典のみ実施。
◆問い合わせ 消防本部(☎981-0223)

| 火災・救急統計 | | |
|-----------------------|--------------|-------|
| 消防本部 ☎981-4119 | | |
| 平成30年1月～10月累計()内10月分 | 昨年同期累計 | |
| 火災出動 | 9件 (2件) | 17件 |
| 火災以外の出動 | 238件 (27件) | 180件 |
| 救急出動 | 3336件 (314件) | 3125件 |
| 搬送人員 | 3103人 (274人) | 2918人 |



消防団の年末特別警戒
八幡市消防団(西村忠雄団長)は12月
27日(木)から30日(日)まで、年末特
別警戒を実施します。
火を使う機会が増える年末に火災を出
すことなく、新しい年を家族そろって迎
えてもらおうと毎年実施。団長以下31
9人の消防団員が、各部の消防器具庫や
公会堂などを拠点に午後10時から翌午前
2時まで、市内全域をパトロールします。
* * *
空気が乾燥し、ちょっとした油断や火
の不始末が火災に結びつく季節です。火
の取り扱いには十分注意するとともに、
外出や寝る前には、必ず火の元を確認し
ましょう。また、家の周りなどに燃えや
すいものを置かないようにしましょう。

◆問い合わせ 消防本部(☎981-0223)

第7次行財政改革の基本方針について

行財政検討審議会が答申

答申の概要

八幡市行財政検討審議会は10月25日(木)、市長に「第7次行財政改革の基本方針について」を答申しました。市は、答申に基づき、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革の計画を策定する予定です。

行財政改革の基本的な考え方

市が極めて厳しい環境に置かれる中においても、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持・発展させていくためには、一定の人口減少と少子高齢化を受け入れながら、第5次総合計画の着実な推進により、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちづくりを行う必要があります。そのため、持続可能な健全な行財政運営を行うことが求められている。

諮問事項別の方策

1 持続可能な行財政構造の確立

このような状況の中にあっても持続可能で健全な行財政運営を行うため、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革実施計画の策定に向けて審議会を設置し、意見を求めてきました。行財政検討審議会(会長 橋本行史・関西大学政策創造学部教授)は、市民公募委員2人を含む10人で構成され、5月31日の第1回審議会以降、「持続可能な行財政構造の確立」多様な担い手による行政サービスの提供(効率的・効果的な市民サービスの提供)の3項目について審議を行いました。また、答申案について、広報やわた10月号等で市民の皆さんの意見を募集しましたが、応募がありませんでした。審議会での計5回の審議を経て、「第7次行財政改革の基本方針」についての意見がまとめられました。

①自主財源の確保
生産年齢人口の減少により市の歳入の根幹となる個人市民税収が伸び悩む中、将来的に必要な歳入を得るために、自主財源の確保を目的として、未収金対策の推進、未利用財産の売却、新たな財源の確保、受益者負担の適正化への取組が必要である。

②歳出の抑制
人口急増時に整備を進めた公共・公用施設の老朽化が進む中、現在の人口規模や年齢構成に見合うよう、施設の適正化を図る必要がある。利用率が低下している施設については、管理運営のための財政負担の削減を図る必要がある。また、指定管理者制度の対象の拡大や選定方法の見直しの検討、第3セクターの自主的な財政力強化が求められている。

③市民サービスの提供
市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視点が重要である。

市が極めて厳しい環境に置かれる中においても、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持・発展させていくためには、一定の人口減少と少子高齢化を受け入れながら、第5次総合計画の着実な推進により、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちづくりを行う必要があります。そのため、持続可能な健全な行財政運営を行うことが求められている。

②歳出の抑制
人口急増時に整備を進めた公共・公用施設の老朽化が進む中、現在の人口規模や年齢構成に見合うよう、施設の適正化を図る必要がある。利用率が低下している施設については、管理運営のための財政負担の削減を図る必要がある。また、指定管理者制度の対象の拡大や選定方法の見直しの検討、第3セクターの自主的な財政力強化が求められている。

③市民サービスの提供
市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視点が重要である。



市自治連合会主催の「安全・安心のまちづくり」パレード

期作成
▼既存の組織・施設等を活用した、有志の人が集まれる場の整備等
▼新たに地域づくりを行い、たいと考えた人の相談・活動環境の整備等の検討
▼市職員の市民参画・協働の重要性や取組への理解の深化のための研修・ボランティア休暇等の制度面の充実

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

と。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。

むすびに

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

計画の実施に際しては、計画策定(P)、実行(D)、評価(C)、改善(A)のサイクルに基づき進捗管理を徹底し、計画が確実に達成されるよう取り組むことを要請する。

問い合わせ 政策推進課

市長に答申書を手渡す行財政検討審議会の橋本行史会長(中央)、伊藤和雄副会長(右)

市が極めて厳しい環境に置かれる中においても、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持・発展させていくためには、一定の人口減少と少子高齢化を受け入れながら、第5次総合計画の着実な推進により、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちづくりを行う必要があります。そのため、持続可能な健全な行財政運営を行うことが求められている。

この答申を、答申の概要についてお知らせします。なお、全文を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

この答申を、答申の概要についてお知らせします。なお、全文を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

この答申を、答申の概要についてお知らせします。なお、全文を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

この答申を、答申の概要についてお知らせします。なお、全文を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

この答申を、答申の概要についてお知らせします。なお、全文を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

この答申を、答申の概要についてお知らせします。なお、全文を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

福祉医療制度のお知らせ

医療費の自己負担金を助成

さい。

医療費の給付

市では、市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する5種類の福祉医療制度を実施しています。

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、京都府内の医療機関等で診療を受けた場合、受給者証を提示することで、窓口

で助成を受けられます。なお、京都府外で診療を受けた場合は、別途申請の手続きが必要ですが、いったん通常の自己負担額を支払った後、医療費支給申請書に領収書を添付し、国保医療課に提出すると支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額で、総医療費を超えない額を給付します。

福祉医療制度

| 種類 | 対象 | 医療費の自己負担 | 手続きに必要なもの | 所得制限 |
|-----------------|---|--|------------------------------|----------------------------|
| 子育て支援医療 | 中学3年生までの子ども | 1カ月1医療機関、入院・外来(医科・歯科)各200円 | 健康保険証、印かん | なし |
| ひとり親家庭医療 | ひとり親家庭の母または父と18歳未満の子ども、遺児 | なし | 戸籍謄本、健康保険証、印かん | あり(所得制限額参照) |
| 障がい者医療 | 身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ75歳未満の人 | なし | 障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印かん | あり(所得制限額参照) |
| 重度心身障がい老人健康管理事業 | 後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ人 | なし | 後期高齢者医療被保険証、障害者手帳または療育手帳、印かん | あり(所得制限額参照) |
| 老人医療(65歳~69歳) | 昭和25年8月1日以前に生まれた人(※) 昭和25年8月2日以降に生まれた人 | 2割か3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がある場合は、3割 | 健康保険証、印かん | あり(所得制限額参照) 世帯全員が所得税非課税 |

※次の①②に該当する人。

- ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成30年度の所得税が非課税の人
- ②一人暮らしを含む「老人世帯」で所得制限以下の人

所得制限額

| 区分 | 扶養人数 | 扶養人数 | | | | |
|------------------------|------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 以降1人につき | |
| ひとり親家庭医療 | 本人および同居の扶養義務者 | 236万円未満 | 274万円未満 | 312万円未満 | 38万円加算 | |
| 障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業 | 本人 | 360万4千円以下 | 398万4千円以下 | 436万4千円以下 | 38万円加算 | |
| | 配偶者および扶養義務者 | 628万7千円未満 | 653万6千円未満 | 674万9千円未満 | 21万3千円加算 | |
| 老人医療 | 老人世帯(※) | 本人 | 159万5千円以下 | 197万5千円以下 | 235万5千円以下 | 38万円加算 |
| | 一般世帯(60歳未満の人がいる) | 世帯全員が所得税非課税 | | | | |
| | 昭和25年8月1日以前生まれ | 世帯全員が所得税非課税 | | | | |
| | 昭和25年8月2日以降生まれ | 世帯全員が所得税非課税 | | | | |

◎上記の額は、平成29年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。
※「老人世帯」とは、同居する家族が満18歳未満や満60歳以上のみで構成されている世帯、もしくは世帯に重・中度の障がいを持つ人を含んだ世帯。

1 70歳未満の人

| 区分 | 3回目まで | | 4回目以降(※3) | |
|--------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------|--------|
| | 基礎控除後の総所得(※2) | 医療費の総額 | 基礎控除後の総所得 | 医療費の総額 |
| 住民税課税世帯 | 上位所得者(※1) 901万円超 | 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% | 140,100円 | |
| | 600万円超~901万円以下 | 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% | 93,000円 | |
| 一般 | 基礎控除後の総所得 210万円超~600万円以下 | 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% | 44,400円 | |
| | 基礎控除後の総所得 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 | |
| 住民税非課税世帯(※4) | | 35,400円 | 24,600円 | |

- ※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。
- ※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から33万円(基礎控除)を引いた額を全て合算した額。
- ※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

2 70歳以上75歳未満の人

| 区分 | 外 来 (個人単位) | | 外 来+入院 (世帯単位) | |
|----------|--------------------|-----------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| | 現役並み(※1) | 一般(※2) | 現役並み(※1) | 一般(※2) |
| 住民税課税世帯 | 現役並みⅢ(課税所得690万円以上) | 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%(※5) | 現役並みⅢ(課税所得690万円以上) | 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%(※5) |
| | 現役並みⅡ(課税所得380万円以上) | 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%(※6) | 現役並みⅡ(課税所得380万円以上) | 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%(※6) |
| 住民税非課税世帯 | 現役並みⅠ(課税所得145万円以上) | 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%(※7) | 現役並みⅠ(課税所得145万円以上) | 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%(※7) |
| | 一般(※2) | 18,000円(年間上限144,000円) | 57,600円(※7) | 57,600円(※7) |
| 住民税非課税世帯 | 低所得Ⅱ(※3) | 8,000円 | 24,600円 | 24,600円 |
| | 低所得Ⅰ(※4) | | 15,000円 | 15,000円 |

- ※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は「一般」となります。
- ※2 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人
- ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
- ※5 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は140,100円
- ※6 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は93,000円
- ※7 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,000円

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費(※1)の自己負担額が高額になったときは、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

※1ひと月の医療費 月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額
※2個人番号がわかるもの 個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。代理人は、委任状と本人確認のできるものが必要です。

老人医療負担金貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

確定申告の医療費控除用に領収書を提出される場合は、高額療養費に該当しているかどうかご確認ください。

75歳未満の場合
病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。
外来(個人単位)と入院・外来(世帯単位)で限度額が異なります。

◆問い合わせ 国保医療課

償却資産の申告は1月31日(木)までに

償却資産の申告には、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記入が必要です

■資産の種類

| | |
|----------------|--|
| 構築物 | 門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など |
| 構築物 建物附属設備 | 受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の人が施工した造作など |
| 機械および装置 | 工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など |
| 船舶 | 貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など |
| 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど |
| 車両 および運搬具 | 大型特殊自動車、動力運搬車、台車など |
| 工具、器具 および備品 | パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務機、椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など |

※申告の手引き、申告書、種類別明細書は市ホームページからダウンロードできます。

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象となります。

平成31年1月1日現在に所有されている償却資産については、2019年度(平成31年度)の課税対象となりますので、1月31日(木)までに申告をしていただく必要があります(期限間近になると大変混雑しますので、なるべく1月11日(金)までの提出にご協力ください)。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

①耐用年数1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の資産
③取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定に

市・府民税(第4期分)の納期限は12月28日(金)

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期限内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。

納期限が過ぎた場合は、督促後に京都地方税機構に徴収権限を移管します。また滞納となった場合、延滞金や督促手数料が加算されることがありますので留意ください。

口座振替をご利用の場合
預金残高をご確認ください。納税

市税は納期限内に納付を

通知書、納付通知書の明細書に、口座振替申し込みの際に指定された口座情報を記載していただきます。振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

◆問い合わせ 税務課収納係または市税取扱金融機関等

雑損控除等の説明会を開催します

地震および台風により、住宅や家財などに損壊・浸水等の被害を受けたときは、確定申告等で所得税法に定める雑損控除または災害減免法に定める所得税の軽減免除の適用を受けることができます場合があります。

つきましては、その制度の内容、損害額の計算方法について、平成31年1月11日(金)に説明会を開催いたします。

なお、詳細は広報「やわた」1月号と市ホームページに掲載予定です。

◆問い合わせ 宇治税務署(☎0774-44-4141)、税務課市民税係

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

減額の要件
▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人③障がいのある人

▽改修工事 2020年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。
①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

手続き
改修工事完了後3カ月以内に工事

明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください(必要に応じて現地確認を実施)。

◆マイナンバーの記載と
本人確認書類が必要です
申請の際にマイナンバーの記載が必要

※既にこの減額を受けた場合または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用されません。また、工事内容によって、他の制度を利用できることもありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 税務課資産税係

宇治税務署からのお知らせ

申告会場について

宇治税務署の申告会場は、平成31年2月18日(月)から開設します(開庁日を除く)。なお、2月15日(金)以前は開設していません。

申告会場の開設時間は、午前9時から午後5時までです。が、相談受付時間は午後4時までとなります。なお、申告

会場の混雑状況によっては、長時間お待ちいただくことや、早め(午後3時頃)に受け付けを終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。

☆税務署の駐車場は2月7日(木)からご利用いただけます。

事業主の皆さんへ 個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と
京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税(個人の市町村民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者(事業主)は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかりません。
- ・従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

◆確定申告期間終了後も庁舎増築工事のため、2020年1月末(予定)まで駐車場をご利用できません。車でお越しの際は、臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

◆税務署ではコピーサービスを行っています。写しの必要な書類(家屋に係る売買契約書または工事請負契約書など)につきましては、あらかじめ写しを作成の上、ご持参ください。

◆問い合わせ 宇治税務署(☎0774-44-4141)

手続等
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。

なお、給与支払報告書(総括表・個人別明細書)には、給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は、個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。

記載方法等詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 税務課市民税係

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

◆問い合わせ 人事課

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況

(平成29年度)

| 採用者数 | | 退職者数 | |
|-------|------|------|------|
| 職種 | 採用者数 | 退職事由 | 退職者数 |
| 事務職 | 12人 | 定年退職 | 17人 |
| 技術職 | 5人 | 勲奨退職 | 4人 |
| 保健師 | 1人 | 普通退職 | 9人 |
| 保育士 | 8人 | その他 | 0人 |
| 保育教諭 | 2人 | 計 | 30人 |
| 幼稚園教諭 | 1人 | | |
| 消防職 | 2人 | | |
| 技術員 | 1人 | | |
| 計 | 32人 | | |

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 |
|-----------|------|-------|-------|--------|
| | | 平成29年 | 平成30年 | |
| 一般行政部門 | 議会 | 6人 | 6人 | 0人 |
| | 総務 | 86人 | 88人 | 2人 |
| | 税務 | 28人 | 30人 | 2人 |
| | 労働 | 1人 | 1人 | 0人 |
| | 農林水産 | 8人 | 8人 | 0人 |
| | 商工 | 7人 | 7人 | 0人 |
| | 土木 | 34人 | 32人 | △2人 |
| | 民生 | 151人 | 152人 | 1人 |
| | 衛生 | 67人 | 65人 | △2人 |
| | 小計 | 388人 | 389人 | 1人 |
| 特別行政部門 | 教育 | 79人 | 81人 | 2人 |
| | 消防 | 68人 | 71人 | 3人 |
| | 小計 | 147人 | 152人 | 5人 |
| 公営企業等会計部門 | 水道 | 17人 | 18人 | 1人 |
| | 下水道 | 9人 | 8人 | △1人 |
| | その他 | 34人 | 34人 | 0人 |
| | 小計 | 60人 | 60人 | 0人 |
| 合計 | | 595人 | 601人 | 6人 |

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

職員の給与

◆人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

| 住民基本台帳人口(30年3月31日現在) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 28年度の人件費率 |
|----------------------|--------------|-----------|-------------|----------|----------------|
| 71,611人 | 25,905,703千円 | 546,161千円 | 5,362,865千円 | 20.7% | 19.9% |

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含まれます。

◆職員給与費(平成30年度普通会計当初予算)

| 職員数 C | 給与費 | | | 計 D | 1人当たり給与費 D/C |
|-------|-------------|-----------|-----------|-------------|--------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | | |
| 574人 | 2,011,254千円 | 530,936千円 | 833,413千円 | 3,375,603千円 | 5,881千円 |

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含みません。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額

(平成30年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 38.4歳 | 286,700円 | 373,569円 |
| 技能労務職 | 47.2歳 | 306,500円 | 369,754円 |

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。
②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給(平成30年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 | 2年後の給料 |
|-----|----------|----------|
| 大学卒 | 179,200円 | 192,700円 |
| 高校卒 | 151,500円 | 162,700円 |

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の在職年数別・学歴別給料月額

(平成30年4月1日現在)

| 区分 | 在職年数10年 | 在職年数20年 | 在職年数30年 |
|-----|----------|----------|----------|
| 大学卒 | 252,900円 | 320,100円 | 343,200円 |
| 高校卒 | 220,600円 | 295,300円 | 336,900円 |

(注)「在職年数」とは、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の在職期間です。

◆一般行政職の級別職員数(平成30年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1年前構成比 | 5年前構成比 |
|----|----------------------|-----|-------|--------|--------|
| 1級 | 主事・技師の職務 | 52人 | 16.9% | 19.7% | 26.9% |
| 2級 | | 74人 | 24.0% | 27.1% | 11.4% |
| 3級 | 主任の職務 | 48人 | 15.6% | 11.0% | 11.1% |
| 4級 | 係長、主査の職務またはこれに相当する職務 | 52人 | 16.9% | 14.5% | 16.8% |
| 5級 | 課長補佐の職務またはこれに相当する職務 | 20人 | 6.5% | 7.7% | 10.4% |
| 6級 | 課長の職務またはこれに相当する職務 | 37人 | 12.0% | 11.6% | 13.3% |
| 7級 | 部長の職務またはこれに相当する職務 | 25人 | 8.1% | 8.4% | 10.1% |

(注)①八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

②職務の級6級(困難な業務を行う課長補佐の職務)を廃止し、国家公務員一般職俸給表(一)の1級から7級までの俸給月額と同一にする条例改正を行い、平成30年4月1日から施行しています。

職員の手当の状況

◆期末手当・勤勉手当(平成30年4月1日現在)

| 八幡市 | | 国 | |
|--------------------------|-------|---------------------|-------|
| 1人当たり平均支給額(29年度) 1,460千円 | | - | |
| (29年度支給割合) | | (29年度支給割合) | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.6月分 | 1.8月分 | 2.6月分 | 1.8月分 |
| (加算措置の状況) | | (加算措置の状況) | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |
| 役職加算 5%~15% | | 役職加算 5%~20% | |
| 管理職手当の月額を加算 | | 管理職加算 10%~25% | |

◆地域手当(平成30年4月1日現在)

| 支給実績(29年度決算) | | 118,666千円 | |
|-------------------------|-----|-----------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算) | | 212,663円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 八幡市 | 6% | 566人 | 6% |
| 宇治市 | 6% | 6人 | 6% |
| 京都市 | 10% | 3人 | 10% |

(注)人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員の地域手当については、当該職員の勤務地が所在する市町村の支給率で支給しています。

◆特別職の報酬等(平成30年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 |
|------|---|
| 給料 | 市長 848.7千円 副市長 721.3千円 |
| 報酬 | 議長 550千円 副議長 500千円 議員 470千円 |
| 期末手当 | (29年度支給割合) 3.3月分 |
| 退職手当 | (算定方式) 市長 848.7千円×在職年数×550/100 副市長 721.3千円×在職年数×325/100 |

◆退職手当(平成30年4月1日現在)

| 八幡市 | | | 国 | | |
|-----------------------|-----------|-------------|-----------------------|-----------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勲奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勲奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 | 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) | | | 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) | | |
| 1人当たり平均支給額 18,600千円 | | | | | |

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当(平成30年4月1日現在)

| 手当名 | 内容および支給単価 | 支給実績(29年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算) | 国の制度 |
|-------|--|--------------|-------------------------|--|
| 扶養手当 | ○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ○特定期間の子に係る加算 5,000円 | 51,357千円 | 213,100円 | 同じ |
| 住居手当 | ○借家等 家賃月額12,000円超対象 支給限度額27,000円 | 37,048千円 | 274,430円 | 同じ |
| 通勤手当 | ○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当り55,000円が限度 ○交通用具利用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給 | 48,578千円 | 111,162円 | 交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から31,600円を支給 |
| 管理職手当 | 管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給 理事 82,000円 部長職 63,000円 部次長・参事 59,000円 課長職 44,500円 主幹 42,500円 | 58,224千円 | 594,122円 | 管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、46,300円から139,300円を支給 |

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

12月4日～10日は

人権週間

12月4日(火)から10日(月)までは人権週間です。また、今年「世界人権宣言」が採択されて70周年を迎えます。今回は、公益財団法人世界人権問題研究センター所長の坂元茂樹さんから、人権について寄稿していただきます。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

2018(平成30)年6月18日に発生した震度6弱の大阪府北部地震、そして同年9月4日に関西を襲った台風21号は、関西各地に大きな被害をもたらしました。前者の最大避難者数は、大阪府で2397人、京都府で279人、後者は当日の速報値で1534人(四国を含む)の方が各地で避難しました。

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災後、政府は2012(平成24)年と2013(平成25)年に「災害対策基本法」を改正し、地方自治体に緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境などを確保するための一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定するとともに、高齢者や障がいのある人など災害時の避難に特に配慮を要する人たちについて本人の同意を得て名簿を作成し、消防や民生委員にあらかじめ情報提供をよう求めています。



坂元 茂樹さん寄稿

被災者の人権について考える

さかもと・しげき

長崎県出身。公益財団法人世界人権問題研究センター所長、同志社大学法学部教授。一般財団法人国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長を歴任。2008年から2013年

まで国連人権理事会諮問委員会委員を務め、その間、2010年12月に国連総会で採択された「ハンセン病患者・回復者及(およ)びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドライン」の報告者を務めた。

世界人権宣言とは

昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。この宣言は、すべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であると定めており、国際社会におけるルールとして大きな柱となっています。

ます。もちろん、実際の避難生活において、特別な支援や配慮を必要とする人々には、この他にも、女性、子ども、外国人、LGBTの人がいます。

「災害列島」と呼ばれるほど、毎年のように地震や台風、豪雨、水害、津波などの大規模な自然災害が生ずる日本においては、防災・減災に対する地域住民の意識を向上させるとともに、誰も取り残さない」という人権の視点に立った被災者支援が必要

地域のつながりが必要

被災者が避難生活で最初に直面する問題は、プライバシーを守れないことです。女性にとっ

援や被災状況の情報をどう伝えるかといった問題とともに、これらの人々の生活習慣に配慮する必要もあります。LGBTの人たちは、避難者の名簿作成の際の性別の記入に苦痛を感じたり、好奇の視線に堪えられずトイレを使用できなかったりという事態も生じます。さらに、避難者の中には、ペットは家族だと考える人もいれば、ペットが苦手な人もいます。2016(平成28)年の熊本地震の時にも、

このほか、言葉の障がいや情報の不足からパニックになってしまふ外国籍住民の人についても、理解できる言語での適正な情報を伝達できるように、日ごろから地域の祭りをはじめとする行事の参加や協働により、よく知り合っておくことが必要です。災害にあたって、誰も排除しない地域の取組

被災者が避難生活で最初に直面する問題は、プライバシーを守れないことです。女性にとっ

援や被災状況の情報をどう伝えるかといった問題とともに、これらの人々の生活習慣に配慮する必要もあります。LGBTの人たちは、避難者の名簿作成の際の性別の記入に苦痛を感じたり、好奇の視線に堪えられずトイレを使用できなかったりという事態も生じます。さらに、避難者の中には、ペットは家族だと考える人もいれば、ペットが苦手な人もいます。2016(平成28)年の熊本地震の時にも、

このほか、言葉の障がいや情報の不足からパニックになってしまふ外国籍住民の人についても、理解できる言語での適正な情報を伝達できるように、日ごろから地域の祭りをはじめとする行事の参加や協働により、よく知り合っておくことが必要です。災害にあたって、誰も排除しない地域の取組

人権擁護委員は、身近な相談相手 ひとりで悩まず、相談してみませんか？

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

市では、現在8人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、13面に掲載)



例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな？と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…
- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている。私も年なので…

◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981-3127)

グリーンカーテン写真コンテスト

受賞作品決まる

グリーンカーテン写真コンテストの写真を、広報やわた7月号で募集したところ、23点の応募がありました。

応募作品を環境市民ネット会員と市職員により審査・選考した結果、やわたみどり大賞1点と入賞作品7点を次のとおり決定し、10月27日(土)のスマート・エコ祭で表彰しました。

なお、受賞作品は12月8日(土)、9日(日)に京都府総合見本市会館(京都パルスプラザ)で行われる「京都環境フェスティバル2018」で展示します。

受賞者は次のとおりです(敬称略)。

▽やわたみどり大賞=武田叔子(男山吉井)

▽入賞=大浦智香(八幡園内)、木

やわたみどり大賞の武田叔子さんの作品



村恵代(男山雄徳)、坪田邦広(八幡安居塚)、中原こちゑ(八幡柿木垣内)、新田照子(八幡園内)、美馬良一(美濃山御幸)、南山小学校※五十音順(団体を除く)。

受賞者には、表彰状と記念品を贈呈しました。また、応募者全員に、参加賞を授与しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

◆問い合わせ 環境保全課



●子ども・子育て支援センター すくすくの杜(欽明台東2-1/☎972-1085)

●子育て支援センター あいあいポケット(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)

●第二子育て支援センター そよかせ(八幡三反長9 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

【子育て相談】
子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時

【発達相談】
子どもの発達についての相談に応じます。(予約制)

▶受付=月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時
▶相談日=月曜～金曜日(全支援センター)

【常時開設】

市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日=月曜～金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)

▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日=祝日および年末年始(12月29日～1月3日)

※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

◎常設プログラム
親子で同じ体験をして、共感し合しましょう。詳細は各センターにお問い合わせください。

＜すくすくの杜＞
▶月曜～土曜日(体操・お話)▶第1・3金曜日(すくすく赤ちゃん※生後2カ月から1歳半)▶第2金曜日(げんきっこ広場※1歳半からおおむね3歳未満)▶第3金曜日(お誕生日会)

＜あいあいポケット＞
▶月曜～金曜日(お話・砂遊び)▶月曜日(体操)▶火曜日(みんなであそぼう)

▶月曜～金曜日(お話)▶火曜日(みんなであそぼう)▶木曜日(体操)

【サロン】 子育てについて、お母

さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時～11時15分。

＜ママカフェ＞

▶4日(火)あいあいポケット▶18日(火)すくすくの杜※4日は午前10時～11時30分。

対象 妊婦さんと生後2カ月から6カ月の親子各8組

※あいあいポケットは予約受付中、すくすくの杜は3日から予約開始。

＜ひよこサロン＞

▶20日(木)あいあいポケット

対象 妊婦さんと生後2カ月から6カ月の親子

＜あいあいサロン＞

▶7日(金)あいあいポケット

対象 妊婦さんと生後2カ月から1歳半の親子

＜そよかせサロン＞

▶13日(木)そよかせ

対象 妊婦さんと生後2カ月から1歳半の親子

※重複参加可能です。

【あそびの広場】 妊婦さんと1歳半から就学前の親子が対象。時間は午前10時～11時30分。※重複参加可能です。

▶6日(木)・19日(水)竹園児童センター▶10日(月)橋本児童センター

【赤ちゃんの広場】 妊婦さんと生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時～11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください(重複参加可能です。★は離乳食展示あり)

▶3日(月)竹園児童センター▶10日(月)南ヶ丘第二保育園▶11日(火)南ヶ丘保育園、みその保育園▶12日(水)★くすのき保育園▶17日(月)橋本児童センター

【お話の出前】 生後6カ月から就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。時間は午前10時30分～11時30分。

▶5日(水)八幡市民図書館

【子育て講座】

①「クリスマス会」▶④10日(月)すくすくの杜▶②21日(金)あいあいポケット※時間はいずれも午前10時30分～11時30分。

対象 ①妊婦さんと生後2カ月からおおむね3歳の親子②妊婦さんと生後2カ月から就学前の親子

②「離乳食講座」

④「もぐもぐ・カミカミ離乳食」▶12日(水)午前9時30分～11時30分、八幡人権・交流センター

⑤「カミカミ離乳食」▶19日(水)午前9時30分～11時30分、すくすくの杜

対象 ④生後7カ月から1歳半の

4月からの放課後児童クラブ 入所申請は12月10日(月)から1月15日(火)まで

市は、平成31年4月からの放課後児童健全育成施設(放課後児童クラブ・右表)への入所申請を受け付けます。

対象 市内在住の小学新1～6年生で、保護者が就労・疾病・出産、その他やむを得ない事情により、放課後に家庭で保護を受けられない児童

開設日時

▼平日=放課後～午後7時(午後6時30分から午後7時までの延長利用を希望される場合は事前届出が必要)

▼土曜日(事前申請が必要)=午前8時～午後6時

費用 使用料月額8,500円(所得に応じて変更あり)、傷害保険料年額600円、その他におやつ代などの負担があります。

申請方法 市ホームページに掲載または各施設、子育て支援課で配布している申請書類に必要事項を記入

| 小学校区 | 所在地 |
|-------|----------------|
| 八幡小 | 八幡小学校内 |
| くすのき小 | 竹園児童センター内 |
| さくら小 | 男山児童センター内 |
| 橋本小 | 橋本児童センター内 |
| 中央小 | 中央小学校内 |
| 有都小 | 有都小学校内 |
| 南山小 | 南山小学校内 |
| 美濃山小 | 美濃山小学校内 |
| | 子ども・子育て支援センター内 |

し、保護者の在職証明書等の必要書類を添えて申請してください。

受付場所・日時

▼各施設=12月10日(月)～25日(火)午後1時～7時(土曜日は午前8時～午後6時)

▼子育て支援課=12月10日(月)～平成31年1月15日(火)午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

◆問い合わせ 子育て支援課

親子8組⑩生後11カ月から1歳半の親子6組

持ち物 【A・B共通】大人 エプロン、三角巾、手拭きタオル 子ども エプロン、スプーン、お茶

③「はじめての絵本」▶④1月15日(火)・29日(火)すくすくの杜▶⑤1月11日(金)・25日(金)あいあいポケット▶⑥1月16日(水)そよかせ

時間 午後1時30分～2時

対象 講座参加日に生後4カ月から1歳の誕生日までのお子さんとその保護者各5組(先着順)※親子で絵本事業や過去の同講座で絵本を受け取られた人は対象外となります。

持ち物 母子手帳または子育て支援医療費受給者証

絵本リスト ①いないいないばあ②おててがでたよ③がたんごとんがたんごとん④いやだいやだ⑤くだもの

※上記から好きな絵本を1冊選んで、申し込んでください。

申し込み ①-④-②-⑤はすくすくの杜(①-④は3日～、②-⑤は11日～)、①-③-②-④は3日からあいあいポケット、③は12月1日～15日に受講希望センター(開設日の利用時間内)へ。

【サポート事業】

「親子でストレッチ」▶1月15日(火)午前10時～11時、みその保育園

対象 生後10カ月から2歳までの就園前の親子10組

持ち物 汗拭きタオル、お茶または水、動きやすい服装

申し込み 12月10日～1月9日に開催園へ。

●保育園の開放日

※育児相談もしています。

※時間は午前10時～11時30分(☆は午前10時～11時)。

※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

南ヶ丘保育園(☎981-3125)・・・▶17日(月)園庭開放▶20日(木)クリスマス会に参加しよう

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)・・・▶3日(月)園庭開放▶14日(金)クリスマス飾り作り

みその保育園(☎981-8101)・・・▶10日(月)園庭開放▶18日(火)クリスマス飾り作り

みやこ保育園(☎981-2511)・・・▶18日(火)園庭開放▶21日(金)クリスマス会に参加しよう

わかたけ保育園(☎983-1313)・・・▶14日(金)クリスマス飾り作り▶20日(木)園庭開放

八幡保育園(☎981-7491)・・・▶6日(木)もちつき

男山保育園(☎982-0701)・・・▶5日(水)もちつき▶14日(金)クリスマス会に参加しよう

ぶどうの木保育園(☎982-9013)・・・

▶☆6日(木)クリスマスを楽しもう▶☆毎週木曜日園庭開放(雨天中止)

くすのき保育園(☎983-1200)・・・▶19日(水)クッキング(クリスマスカップケーキ)・クリスマスリース作り

●幼稚園の開放日

※時間は午前10時～11時30分(▲は午前10時30分～正午)。※申込不要。直接、園にお越しください。

八幡幼稚園(☎981-0180)・・・▶3日(月)園庭開放▶12日(水)クリスマス飾り作り

八幡第二幼稚園(☎981-6950)・・・▶4日(火)園庭開放▶11日(火)クリスマスの飾りを作ろう

八幡第三幼稚園(☎982-8566)・・・▶6日(木)園庭開放▶13日(木)クリスマス飾り作り

八幡第四幼稚園(☎982-2447)・・・▶6日(木)クリスマス飾り作り▶11日(火)園庭開放

橋本幼稚園(☎982-0607)・・・▶7日(金)クリスマスの飾りを作ろう▶17日(月)園庭開放

なるみ幼稚園(☎982-3368)・・・▶▲5日(水)クリスマスを楽しもう

●こども園の開放日

有都こども園(☎981-0873)・・・▶11日(火)園開放(クリスマスの飾りを作ろう)

※時間は午前10時～11時30分。※申込不要。直接、園にお越しください。

▶毎週月曜・火曜日の午前・午後ちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にぴよぴよらんど(祝日を除く)(各5組予約制)

▶月曜～金曜日の午前・午後育児相談(各1組予約制)

※時間はいずれも午前10時～11時30分、午後は1時30分～4時。

【赤ちゃんの広場】

▶14日(金)午前10時～11時15分

山鳩こども園(☎981-0982)・・・▶19日(水)クリスマスクッキング「クッキー作り」(持ち物:エプロン、三角巾)▶毎週木曜日(祝日・第2木曜日除く)おしゃべりサロン▶毎週金曜日(祝日除く)赤ちゃんサロン

※時間はいずれも午前10時～11時30分。

山鳩第二こども園(☎981-0700)・・・▶19日(水)もちつき▶毎週月・火・金曜日(祝日除く)かるがも広場

※時間はいずれも午前10時～11時30分。

認定こども園歩学園幼稚園(☎971-5687)・・・▶13日(木)園庭開放※時間は午前10時30分～11時30分。

認定こども園早苗幼稚園(☎981-2268)・・・▶12日(水)クリスマスあそび※時間は午前11時～正午。

▶今からはじめる筋トレ講座

ゴムバンドを使った筋トレにチャレンジしませんか?
対象 市内在住の65歳以上の人※
介護保険の通所系サービスまたは、市が実施する他の閉じこもり予防事業参加者は参加できません。

Table with columns: クール, 場所, 日程, 申込締切. Includes details for 5th and 6th rounds.

定員 各クール25人(申込み多数の場合は抽選)
参加費 180円(保険代)※途中退会された場合でも返金はできません。

は、健康推進課、各会場に設置しているほか、ホームページからダウンロードできます。

▶カトレア展

鉢花の女王「カトレア」など、たくさんの珍しい洋蘭を展示します。皆さまのご来場をお待ちしています。
日時 12月9日(日) 午前10時～午後4時※入場無料。
場所 男山泉集会所(ふれあいセンター泉)
問合せ 男山蘭友会=小泉(☎983-1876)

募集

▶第38回書初め展の作品募集

開催日時 1月22日(火)～2月3日(日) 午前9時～午後5時(最終日は午後4時まで)
場所 松花堂美術館
課題 別表のとおり
出品受付 1月15日(火) 正午～午後3時に市民交流センターへ持参
※1点につき200円の出品料要(1人1点限り)
その他 学校へ提出する場合は表装不要。個人で提出する場合は出品表(下記参照)を作品下に添付し、作品を仮巻に貼ってください。

Form for book exhibition with fields: のりしろ, 学校名, 学年, 氏名.

問合せ 文化協会書道部会=安藤(☎981-7531)

▶第22回松花堂新春

書初め席書大会参加者募集

日時 1月20日(日) 午前①9時30分～②10時30分～午後③1時～④2時※参加費無料。
場所 松花堂美術館別館2階
対象 市内在住・在園・在学の幼児(3歳以上)、小中学生、高校生
定員 120人(定員を超えた場合は抽選)
申込み 1月4日(金)(当日消印有効)までに、ハガキに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、学校(園)名、学年・クラス(幼児は年齢)、参加希望時間(午前・午後等)を記入し、社会教育課(〒614-8501八幡園内75)へ。

▶介護支援サポーター

登録者募集

介護保険施設でボランティア活動(話し相手、レクリエーションのお手伝いなど)を行っていただけるサポーターを募集しています。サポーター登録者は実績に応じてポイントを獲得し、貯まったポイントを換金できます。登録には、講習会(2回1セット)の受講が必要です。

サポーター養成講習会

日時 ①12月11日(火)・13日(木) ②2月19日(火)・21日(木)、時間はいずれも午前9時15分～11時50分
場所 八寿園
対象 市内在住で65歳以上の人(要介護認定を受けている人は除く)
定員 毎月先着20人
申込み・問合せ 社会福祉協議会介護支援サポーター事業所(八寿園内 ☎981-0098)に電話か直接窓口へ

Table for calligraphy exhibition with columns: 学年, 課題, 書体, 用紙, 参考. Lists various categories like 幼児, 小1, 2, 3, 4, 5, 6, 中1, 2, 3, and 高校生/大学生/一般.



12月2日(日)午前9時～正午

市民体育館周辺で、八幡市民マラソン大会を開催します。周辺の道路で渋滞が予想されるため、ご迷惑をおかけしますが、迂回運転のご協力をお願いします。
また、大会開催中にコミュニティバスやわた(以下コミバス)の「市民体育館」バス停位置を府道八幡木津線にある京阪バスの「八幡市民体育館」バス停に変更します。このため、▶午前8時40分発▶9時40分発▶10時40分発▶11時40分発のコミバスは、すべて府道八幡木津線にある京阪バスの「八幡市民体育館」バス停からご乗車ください。あわせてご協力をお願いします。
問合せ 市民マラソン大会実行委員会事務局(☎983-9202)、コミバスについては管理・交通課および、京阪バス株男山営業所(☎982-7721)

あなたも一言

今月は「2018年の思い出」をテーマに、今年印象に残っている出来事などをお聞きました。



男山美桜

榊井 裕里子 さん
慎司 くん
峻司 くん

幼稚園でのPTA活動や子どもが習い始めたラグビー教室で、人とのつながりができました。PTA活動では、色々な人とお話をする機会があったり、役員以外の人にも積極的に活動に協力して下さったりと、人との関わりの大事さを感じました。私自身、手作りが好きなので、今後は趣味の場も広げていきたいと思っています。



美濃山宮ノ背

井上 紋楽 くん

市内の6年生が参加する八幡市陸上交歓記録会で、400メートルリレーに出場しました。バトンパスがうまくいってうれしかったです。たくさん走ったり、応援をしたり、楽しかったです。良い思い出ができました。来年は新しい年号になるので、新しいことを始めたいと思っています、中学校では陸上部に入りたいと考えています。



男山石城

村上 章子 さん

民生委員や地域の見守り隊の活動をしています。今年は台風や大雨、暑さなどの影響で、すくすくひろばや夏の地域学校、研修会などの行事が軒並み中止になってしまいました。残念でしたが、秋・冬以降にも行事があるので、たくさんの人に参加していただき、地域の人と気軽につながる事ができる環境を作りたいです。

▶メッセージの掲載希望者募集

2月号は特集内容の掲載となりますので、募集は休止します。3月号への掲載を希望される人は1月1日(火・祝)～1月20日(日)(電話・窓口受付は土日祝を除く)に秘書広報課へ。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

情報ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)
FAX982-7988へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶普通救命講習Ⅲ

日時 12月15日(土) 午前9時～正午※参加費無料。
場所 消防庁舎4階コミュニティ消防・防災センター
対象 16歳以上の市民および市内在勤・在学の人
定員 30人
内容 小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法(胸骨圧迫のみ)、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い
講師 救急救命士および消防職員
その他 筆記用具を持参し、実技に適した服装で参加してください。講習終了後、修了証を交付します。
申込み・問合せ 12月14日(金)午後5時15分までに電話で消防本部警備課救急係(☎981-1849)へ

新鮮野菜等の販売

松花堂ふれあい市

日時 毎週土曜日の午前8時30分～10時30分
場所 昭乗広場
※12月8日(土)に「もちつき」、29日(土)に「しまい市」を開催します。
※売り切れの節は、ご容赦ください。
問合せ JA京都やましろ八幡市支店(☎981-1315)

イベント

▶第16回子ども文化祭

開催日 12月8日(土)、9日(日)
午前10時～午後4時
場所 文化センター4階小ホール

| 展示 | 内容 |
|-----------------|--------------------|
| 午前10時～午後4時 | 書道、絵画、陶芸、華道など |
| 舞台(9日のみ)午後1時～4時 | 舞踊、三曲、三味線、合唱、ダンスなど |

子ども・親子体験教室 ☆五感でカルチャー☆。8日(土)同時開催。
問合せ 文化協会(☎・FAX983-9202、火・木・金の午前9時～午後4時)

▶来年4月に、小・中学校へ入学する子どもの家庭へ「就学通知書」をお届けします

▽新小学1年(平成24年4月2日～25年4月1日生)

12月下旬までに郵送します。同封の入学確認届に必要事項を記入し、就学通知書に記載する小学校に提出してください。

▽新中学1年(平成18年4月2日～19年4月1日生)

①市内の小・中学校(京都市立美豆小を含む)に在学の人

学校を通じて本人に渡します。同封の入学確認届に必要事項を記入し、在学する小学校に提出してください。

②市外の小・中学校に在学の人

12月下旬までに郵送します。入学確認届に必要事項を記入し、就学通知書に記載する中学校に提出してください。

▽国立や私立の小・中学校に入学予定の人

学校への入学が許可されたら、その学校の入学を証する書類を持って学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

また、八幡市内の小・中学校に在学している人は、小学校に入学確認届を提出してください。それ以外の人は、入学変更手続き時に学校教育課へ入学確認届をあわせて提出してください。

※1月になっても通知書が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。

【指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度の案内も同時にお届けしています。】

【指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度】

住民登録している住所により校区を定めているため、指定された学校に通学することが原則となっていま

▶手作り若竹飾り体験教室

日時 12月23日(日・祝) 午前9時30分～正午

場所 市民交流センター

定員 先着30人(定員になり次第締切)

参加費 1,500円、ミニサイズ500円(若竹、水引、鉢等)※土、他の植物類は別途負担要。

申込み・問合せ 12月1日(土)～11日(火)に電話でNPO法人八幡たけくらぶ=森脇(☎090-2447-3835)へ

▶オレンジカフェにて認知症ミニ講演会を開催します

日時 1月18日(金) 午後2時～

場所 八幡市地域包括ケア複合施設YMBT

対象 認知症について関心のある人、初期・軽度の認知症の人とその家族

講師 菅沼 拓哉さん(すがぬま 医院院長)

申込み・問合せ 1月17日(木)までに電話で高齢介護課へ

| 指定校の変更許可申請事項(市内に居住) | |
|---------------------|--|
| 就学途中転居 | 他の校区に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合 |
| 転居予定地への先行就学 | 学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合 |
| 一時転居 | ①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合 |
| 住宅購入等にかかる住民票の先行異動 | 住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合 |
| 特別支援学級入級 | 本来校以外の特別支援学級に入級する場合 |
| 通院・治療等 | 本来校へ通学が困難なまたは適当でない認められる場合 |
| 帰国子女・外国人 | 帰国子女または外国人で配慮が必要な場合 |
| 昼間留守家庭 | ①保護者が勤務事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合 |
| 兄弟姉妹関係 | 兄弟姉妹が指定校の変更を許可されている場合 |
| 許可期間延長 | 許可期間終了後も引き続き当該学校で就学したい場合 |
| 教育的配慮 | 本人または家庭の事情その他特別な事情の場合 |

| 通学区域外就学許可申請事項(市外転出) | |
|---------------------|---|
| 就学途中転居 | 市外に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合 |
| 転居予定地への先行就学 | 学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合 |
| 一時転居 | ①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合 |
| 住宅購入等にかかる住民票の先行異動 | 住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合 |
| 昼間留守家庭 | ①保護者が勤務の事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合 |
| 兄弟姉妹関係 | 兄弟姉妹が通学区域外就学を許可されている場合 |
| 教育的配慮 | 本人または家庭の事情その他特別な事情の場合 |

す。しかし、特別な事情がある場合は、指定された学校以外に通学できる制度があります。個々の事情により許可期間や必要書類等が異なりますので、区域外の就学を希望される人は、お問い合わせください。
問合せ 学校教育課

▶平成30年度八幡市ガイドヘルパー養成講座

ガイドヘルパーの養成と確保を行うために、人権意識や介護技術、専門知識を習得する講座です。全研修終了後、修了証明書(八幡市での活動のみ有効)を交付します。
応募資格 16歳以上で、講座修了後、ガイドヘルパーとして市の移動支援事業または日中一時支援事業に従事できる人※高校生可。

定員 各コース20人※複数コースの申込みおよび受講は不可。
参加費 2,500円(テキスト代含む)※当日徴収。交通費や食事等は受講者負担。
申込み・問合せ 12月1日(土)～22日(土)に往復ハガキに、希望コース、氏名、生年月日、住所、電話番号、資格有無、受講動機を記入し、障がい者生活支援センターやまびこ(〒614-8022八幡東浦5 八幡市立福社会館2階、☎972-2880、FAX971-9196)へ

| | | | |
|-------------|------|-----------------------|----------------------------------|
| 全身性障がいコース | 基本講義 | 福社会館3階活動室 | 1月19日(土) 午前10時～午後5時20分 |
| | 講義実習 | 福社会館3階活動室 | 1月28日(土) 午前9時～午後5時 |
| | 実習 | 福社会館と周辺施設 | 1月27日(日) 午前9時～午後5時 |
| 精神・知的障がいコース | 基本講義 | 福社会館3階活動室 | 1月19日(土) 午前10時～午後5時20分 |
| | 講義実習 | 福社会館3階活動室 | 1月20日(日) 午前9時～午後5時 |
| | 実習 | 地域活動センターやまびこおよび市内福祉施設 | 1月22日(火)～31日(木)の間から1日を選択※日曜日は除く。 |

お店や会社のPR 広告を掲載しませんか

毎月1回、市内の家庭にお届けしています「広報やわた」に掲載する広告を募集しています。掲載場所はお知らせ面の下、モノクロの広告です。料金は1回(号)、1枠(縦4.52×横6.7)1万円です。

市ホームページのトップページに広告を掲載しませんか。1枠(縦45ピクセル×横165ピクセル)年間12万円。広報やわたと合わせて6カ月以上掲載する場合は半額、年間18万円です。広報やわたと市ホームページの両方に掲載します。

広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。詳しくは松吉広部課まで

市HPトップページに
バナー広告

生活情報センターだより

警察官を名乗る人物からの不審な電話にご注意!



【事例】警察官を名乗る人物から電話があり、「詐欺グループを逮捕したが、犯人の持っていた名簿にあなたの名前があった。預金を悪用されるといけないので、口座番号と暗証番号を教えてください」と言われた。不審である。

(60歳代・女性)

【アドバイス】警察官を名乗った詐欺の電話が連続して発生しています。電話で誘導されるがままにキャッシュカードを渡してしまい、聞き出した暗証番号を使ってお金を引き出される詐欺の手口です。

事例のほかに、「あなたの個人情報情報が漏れいしています」と「犯罪にあなたの銀行口座が使われました」という話し文句で始まるケースもあります。

警察官が口座情報を聞き出すことはありません。たとえ警察官を名乗る電話であっても、安易に口座番号や暗証番号を答えてはいけません。不審点があれば電話を切りましょう。また、警察署に事実を確認することで詐欺の予兆電話であることが判明することもあります。そのほか、自宅の電話を留守番電話に設定することで、心当たりのない電話に出ないようにするのも有効な対策の一つです。

警察官に限らず、市役所職員や金融機関の行員を名乗る人物からの不審な電話は一人に対応せず、生活情報センターにご相談ください。

問合せ 生活情報センター (☎983-8400、FAX983-8401)

発達障害講演会2018

発達支援における心の通うコミュニケーション

日時 平成31年1月19日(土)午後2時~4時30分(受付は午後1時30分~)

※参加費無料。場所 文化パルク城陽(城陽市寺田今堀1)

定員 160人(先着順)講師 永原 優理さん(医療法人財団北林厚生会五条山病院 診療部長)

申込み・問合せ 平成31年1月8日(火)までに、申込み用紙を直接または郵送、FAXで京都府立こども発達支援センター(〒610-0331京田辺市田辺茂ヶ谷186-1、FAX0774-64-6151、☎0774-64-6141)へ

はあとウォームフォーラム2019

障がい者雇用を積極的に行う企業に与えられる「はあとウォームカンパニー」の認定企業が講演を行います。

日時 平成31年1月26日(土)午後2時~4時30分※参加費無料。

場所 文化センター4階小ホール申込み・問合せ 平成31年1月22日(火)までに、参加申込書をFAXで京都府山城北保健所福祉室(☎0774-21-2193、FAX0774-24-6215)へ

みそ作り体験

市内産の米と大豆を使ったみそ作りを行います。

日程 平成31年1月29日(火)~2月1日(金)

場所 JA京都やましろ八幡市支店加工室

定員 15人(先着順)参加費 1,500円

申込み・問合せ 12月14日(金)までにJA京都やましろ八幡市支店(☎981-1315)へ※時間など詳細は申込時にお知らせします。

綴喜二市二町「障害者週間」啓発事業記念式典・舞台発表および記念講演

12月3日(月)~9日(日)の障害者週間にあわせ、綴喜二市二町の社会福祉協議会と身体障害者連合会などが合同で、記念式典・講演を実施します。

日時 12月5日(水)午後1時~3時30分

場所 宇治田原町総合文化センターさざんかホール(綴喜郡宇治田原町大字岩山小字沼尻46-1)

講師 河村 武明さん(表現者)テーマ 不思議な「ありがとう」のチカラ
その他 障がい者共同作業所の授産製品販売や展示、活動紹介
問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450)

こどもすくすくひろばパート29

工作や親子体操など遊びをまじえた交流会を行います。

日時 12月18日(火)午前10時30分~11時30分※参加費無料。

場所 文化センター3階第6、7講習室

対象 小学校就学前の児童がいる世帯

定員 40世帯(先着順。定員になり次第締切)

申込み・問合せ 12月14日(金)までに電話で福祉総務課へ

寄せ植え講習会

日時 12月16日(日)午後1時30分~3時

場所 市民交流センター

対象 市内在住の人

定員 30人(先着順)参加費 2,000円

持ち物 新聞紙、軍手、持ち帰り用袋
申込み・問合せ 12月9日(日)までに電話で、水と緑を守る市民の会=大谷(☎090-1159-4437)へ

生活

し尿収集日程のお知らせ

問合せ 城南衛生 ☎031-5171 FAX631-6011

12月18日(火)

科手

12月19日(水)

橋本、葛坊、大谷、長町、橋ノ口、川口高原

12月21日(金)

八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双葉、戸津(国道1号線以西)、下奈良(国道1号線以西)、二階堂

12月3日(月)、12月22日(土)

土井、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、古野、柴産、且所、山路、森、御馬所、葛蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、吉田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡儿瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方バイパス沿線

12月4日(火)、12月25日(土)

清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、南山、美濃山

12月5日(水)、12月26日(日)

内里、戸津(国道1号線以東)、下奈良(国道1号線以東)

12月6日(木)、12月27日(月)

上奈良、野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

12月29日(土)~1月3日(木)は年末年始休暇。12月22日(土)は収集あり。

不用品情報

▼ゆずります(すべて無料)

図録▼ロッカーダンス(W85、H178、D57、木製こげ茶)▼丸ローテーブル(直径80、高さ74、木製)その他▼

ハムスターのケージ(W30、H25、D20)※市は情報提供のみ行います。品物の受渡し等については当事者間をお願いします。

問合せ 生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

▼大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【休日】12月24日(月・振休)午前9時~正午※戸別収集は取り扱っていません。

【平日】月曜日~金曜日、午前8時30分~午後4時30分

※戸別収集は要予約。場所 市役所別館環境業務課

問合せ 環境業務課(☎983-5340)

食用廃油の回収日程表

問合せ 環境業務課

12日

上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイブ、双葉・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地

19日

長町北・橋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までに持ってきてください。

※食用廃油用回収箱を各箇所を設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。

※回収場所が分からない人はお問合せください。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館(☎982-7322)
◆男山市民図書館(☎982-4123)

12月の図書館休館日

八幡市民図書館
7日(金)、14日(金)、21日(金)、24日(月・振休)、28日(金)~平成31年1月4日(金)

男山市民図書館
3日(月)、10日(月)、17日(月)、25日(火)、28日(金)~平成31年1月4日(金)

おはなし語り手

ボランティア養成講座

日時 平成31年1月20日(日)、2月17日(日)の全2回。午後1時30分~3時※参加費無料。

場所 八幡市民図書館3階集会所 講師 池田 葉子(八幡市民図書館司書)

対象 市内在住・在勤・在学の人(高校生以上)

定員 20人(定員になり次第締切)

申込み・問合せ 12月1日(土)から、各図書館へ電話または直接窓口へ。

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】くものがたり
『オバケが見える転校生!ホオズキくんのオバケ事件簿1』

富安 陽子/作 小松 良佳/絵

真先のクラスに転校してきた鬼灯京十郎は、なんだかふしぎな男の子だった...

『内科・オバケ科 ホオズキ医院』

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

シリーズでおなじみ、鬼灯先生の少年時代の物語、スタートです!中学年~。

国民年金からのお知らせ

保険料はきちんと納めましょう

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故等により障がいが残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納付期限までに納めなければ、このような年金給付を受けられないことがあります。また、納付期限から2年間経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する基礎年金の年金額が少なくなったり、受け

られなくなったりする場合があります。

免除制度について

保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。この制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給資格期間に算入されます。

免除申請する年度または前年度に退職(失業)した人は、失業などによる特例免除制度を利用することができます。通常の免除申請

は、申請者本人・配偶者・世帯主の所得が基準の範囲内である必要がありますが、特例免除は、退職した人の所得を除外して審査します。この制度は、退職(失業)した前月から翌々年6月までの期間に限り利用できます。

手続きには、「国民年金保険料免除申請書」を提出し、年金手帳など基礎年金番号がわかるもの・認印・失業していることを確認できる公的機関の証明書の写し(雇用保険受給資格者証・離職票等)が必要です(申請書は市役所または年金事務所にあります)。

免除された保険料は追納できます

免除制度を利用した場合、将来受け取る年金額は少なくなります。免除された期間は10年以内であれば、後から保険料を納付することができる「追納制度」があります。ただし、免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。問合せ 市民課年金係・京都南年金事務所国民年金課(☎643-2547)

困ったときはご相談ください

市役所代表番号 ☎983-1111、FAX982-7988から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】

相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

Table with 3 columns: 相談日, 場所, 予約開始日. Rows include dates like 12月4日(火) and locations like 文化センター.

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆司法書士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶12月27日(木)生活情報センター※予約は20日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政書士相談

市民協働推進課

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。

▶12月6日(木)文化センター2階第1会議室

◆行政相談

市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。

▶12月21日(金)文化センター2階第1会議室

◆年金相談

市民課

【電話予約制】

待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶12月21日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室 予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

◆人権相談

人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時～4時です。▶12月4日(火)▶10日(月)八幡人権・交流センター▶18日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。

【女性専門相談】(要予約) ▶12月13日(木)▶27日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。

【常設相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～午後5時

◆障がい者(児)相談

障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。▶12月4日(火)橋本公民館。対象は肢体障がい者・聴覚障がい者。

◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課

◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)

※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時、子育て支援課

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後4時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます)

【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午後1時30分～3時30分、八寿園

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

地域包括支援センター(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまぼと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)

※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

◆くらしと仕事の相談

生活支援課

専門の相談員が経済的に困りの人の生活や仕事などに関する相談に応じ、解決に向けて支援します。ご家族からの相談にも応じます。まずは、お気軽に来所またはお電話ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時、生活支援課

◆京都ジョブパーク個別就職相談会

◆サポステ京都南若者個別就労相談

商工観光課

【予約制】予約は商工観光課まで 専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サポステ京都南(☎0774-54-5380)▶12月20日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

短 信

▶医療従事者の届け出は平成31年1月15日までに お出してください

今年、医療従事者資格保有者の届け出の年です。この届け出は、関係法令により、2年ごとに12月31日現在の就業状況等を届け出てください。医療および公衆衛生行政を進める上で重要な資料となります。該当者は、必ず平成31年1月15日までに届け出を済ませてください。

問合せ 京都府山城北保健所企画調整室(宇治市宇治若森7-6、☎0774-21-2194)へ

Table with 2 columns: 資格等の区分, 届け出先. Rows include categories like 全ての医師・歯科医師・薬剤師 and 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士.

▶「働き方」が変わります

2019年4月1日から働き方関連法が順次施行

①時間外労働の上限規制が導入されます。②年5日間の年次有給休暇の付与が義務づけられます。③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。問合せ 【時間外労働の上限規制や年次有給休暇の付与について】京都労働局 労働基準部監督課(☎241-3214)、【正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消】京都労働局 雇用環境・均等室(☎241-3212)

▶第20回梨の里介護予防教室

「転倒予防について」～さまざまな視点から対策を考えよう～

日 時 12月15日(土)午後2時～3時※参加費無料。場 所 介護老人保健施設 梨の里 対 象 市内在住の65歳以上の入 講 師 村尾 祐輔さん(梨の里 理学療法士) 申込み・問合せ 当日午後1時までに地域包括支援センター梨の里(☎982-0125)へ

がん検診を受けましょう! ※費用は無料

1 子宮頸がん検診 要申込

実施期間 平成31年2月28日(木)まで
 申込期限 平成31年1月31日(木)
 対象 20歳以上(平成31年3月31日時点)の女性※平成29年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。
 場所 京都府内の指定医療機関(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科)
 内容 問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診

2 乳がん検診(二次申込) 要申込

実施期間 12月3日(月)~平成31年2月28日(木)
 申込期限 平成31年1月31日(木)
 対象 40歳以上(平成31年3月31日時点)の女性※平成29年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。また、乳房形成術を受けたことのある人、妊娠中の人、ペースメーカーを装着している人、胸部の皮下に医療用具を埋め込んでいる人も除く。
 場所 京都府内の指定医療機関(綴喜管内は男山病院、京都八幡病院、田辺中央病院)※指定医療機関については、市ホームページで確認するか、健康推進課までお問い合わせください。
 内容 問診、マンモグラフィ(40歳代:2方向、50歳以上:1方向)
 ※国の指針改正に伴い、今年度から視触診は行いません。

各がん検診申込方法 1・2共通

健康推進課で申し込みいただくか、希望検診名、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号、受診する医療機関名(記載がない場合、子宮頸がん検診は市内用、乳がん検診は男山病院・京都八幡病院・田辺中央病院用の案内を送付します)を記入し、ハガキまたは封書(申込期間内の消印有効)でお申し込みください。

1・2無料クーポン券対象の人へ

がん検診促進のために平成30年6月末に無料クーポン券を送付しています。使用期限は平成31年2月28日(木)までです。この機会にぜひ検診を受診してください。
 ※実施期間終了は医療機関の混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。

▶高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用の一部助成

高齢者肺炎球菌ワクチンを任意で接種される費用の一部を助成します。
 対象 65歳以上(平成31年3月31日時点)の人(健康保険を適用して接種する人は除く)
 助成額 4,000円(助成は1人1回)
 【予防接種の受け方】
 全額を医療機関に支払い、後日、助成の申請をしてください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。医療機関発行の領収書(接種者の氏名、接種年月日、接種費用、予防接種名、領収印

のあるもの)、接種済証、印かん、預金通帳など振込先の分かるものを持参し、健康推進課へ。
高齢者肺炎球菌定期接種
 65歳以上の定期予防接種対象者には個人通知を4月に郵送しています。60歳以上65歳未満(接種日当日)で、身体障がい1級と認定されている心臓・腎臓・呼吸器機能障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人も対象となります。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

▶高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種

接種期間 平成31年1月31日(木)まで
 申込期限 平成31年1月18日(金)
 対象 ①65歳以上、②60歳~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がいがあり、身体障害者手帳の内部障がい1級と認定されている人※①・②いずれも年齢は接種日時点、市内に住居登録がある

人。
 費用 1,500円(市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、接種前に健康推進課で免除申請すると無料になります)※【表①】参考。
 事前申込方法 申請書に記入し健康推進課へ提出してください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。

予防接種の申込方法

| ① | ② | ③ |
|--|--------------------------------------|--------------------|
| 市内協力医療機関【表②】で接種希望 自己負担1,500円(市民税課税世帯) | 市内協力医療機関で接種希望 無料(市民税非課税世帯・生活保護世帯) | 他市の医療機関等で接種希望 |
| → 直接医療機関へ(市への申込不要)※ 保険証または各種受給者証を持参 | → 健康推進課へ 事前申し込み | → 健康推進課へ 事前申し込み |

※世帯とは、同じ住民票にのっている家族。
 ※②・③の接種後の申し込みはできません。

八幡市協力医療機関

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 | 高齢者インフルエンザ(予約) | 高齢者肺炎球菌ワクチン(予約) |
|--------------------|-------|----------|----------------|-----------------|
| あさか内科医院 | 男山泉 | 468-3712 | 要 | 要 |
| 市岡整形外科クリニック | 男山泉 | 874-7617 | 要 | 要 |
| いばら木整形外科医院 | 八幡三本橋 | 983-5656 | 不要 | 不要 |
| 入江医院 | 男山長沢 | 983-1718 | 不要 | 要 |
| 大塚産婦人科医院 | 男山長沢 | 982-1866 | 要 | 要 |
| 大森医院 | 橋本栗ヶ谷 | 971-0033 | 不要 | 不要 |
| 小川医院 | 男山泉 | 963-5790 | 要 | 要 |
| 長村内科医院 | 内里内 | 981-1023 | 要 | 要 |
| 男山病院 | 男山泉 | 983-0001 | 要 | 要 |
| かたやまクリニック | 欽明台中央 | 982-8181 | 要 | 要 |
| 京都八幡病院 | 川口別所 | 971-2001 | 要 | 要 |
| 工藤内科クリニック | 橋本東原 | 982-0151 | 不要 | 要 |
| 小糸医院 | 男山金振 | 983-5110 | 不要※ | 不要 |
| しげまつ耳鼻咽喉科医院 | 男山長沢 | 981-8733 | 要 | 要 |
| 下野医院 | 八幡平谷 | 981-0030 | 不要 | 不要 |
| たまがきあやこキッズクリニック | 欽明台中央 | 205-1646 | 要 | 要 |
| となみクリニック | 八幡樋ノ口 | 633-5565 | 不要 | 要 |
| なかじま整形外科・リウマチクリニック | 欽明台中央 | 971-0012 | 要 | 要 |
| 中村診療所 | 八幡山柴 | 981-0510 | 要 | 要 |
| にのゆ耳鼻咽喉科医院 | 八幡三本橋 | 981-8878 | 要 | 要 |
| みぎはし医院 | 男山竹園 | 981-0282 | 要 | 不要 |
| みのやま病院 | 欽明台北 | 983-1201 | 要 | 要 |
| みよし内科・消化器科 | 八幡柿ヶ谷 | 981-6860 | 要 | 要 |
| もりおか耳鼻咽喉科医院 | 男山金振 | 972-5733 | 要 | 要 |
| やすだこどもクリニック | 欽明台西 | 971-1102 | 要 | 要 |
| 山下医院 | 橋本向山 | 982-2310 | 不要 | 不要 |
| 八幡中央病院 | 八幡五反田 | 983-0119 | 不要 | 不要 |
| 渡部医院 | 男山八望 | 982-2525 | 要 | 要 |

高齢者インフルエンザの予約受付時間は各医療機関の診療時間内。
 ※小糸医院は木曜日の午後のみ予約要。

▶マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。申し込みは電話で健康推進課へ(いずれも先着20組)
パート1「デンタルケア&絵本」
 ▶12月6日(木)午後1時30分~4時、母子健康センター2階
パート2「体調管理のコツと簡単レシピ(試食)&先輩ママとの交流会」
 ▶12月13日(木)午後1時30分~3時30分、文化センター3階第6講習室
パート3「出産の準備と育児」
 ▶12月22日(土)午前9時30分~正午、母子健康センター2階
 ※次回は平成31年2月です。

▶離乳食教室

日時 12月13日(木)午後1時30分~3時30分
 場所 文化センター3階第4、6講習室
 定員 おおむね先着15組
 持ち物 エプロン、手ふき、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳
 申込み 12月7日(金)までに電話で健康推進課へ(当日欠席のときは必ず連絡してください)。

▶元気アップ体操教室

動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。会場毎に週1回開催。申し込み不要。
 よりば路(京都八勝館横)に新教室を開設します!この機会にぜひお越しください。

参加費 1回500円(初回は参加費無料。お得なパスポートもあります)
 申込み・問合せ NPO法人元気アップAGEプロジェクト(☎080-4242-4734、FAX0771-29-3655)

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 文化センター | 地域包括ケア複合施設YMBT | 川口コミュニティセンター | 山柴公民館 | よりば路(京都八勝館横) |
| 12月3日、10日、17日。各日月曜日。午後2時30分~4時 | 12月4日、11日、18日。各日火曜日。午後2時30分~4時 | 12月5日、12日。各日水曜日。午後2時~3時30分 | 12月7日、14日。各日金曜日。午後2時~3時30分 | 12月7日、14日、21日。各日金曜日。午前10時~11時30分 |

▶血圧を下げる3つのコツ教室~今すぐ自分で出来る高血圧予防~

日時 ①平成31年1月29日(火)午後1時30分~3時30分(受付は午後1時~)、②2月12日(火)午後1時30分~3時30分(受付は午後1時~)、③3月8日(金)午前9時30分~11時30分(受付は午前9時~)※参加費無料。
 場所 母子健康センター
 定員 25人(先着順)
 内容 ①基礎編「正しく知ろう!身体への影響をお話しします」、②食事編「食事で下げよう!あなたの食べ方を診断します」、③運動編「運動で下げよう!楽しく続けられる運動をご紹介します」※医師から運動を制限されている人は①と③はご遠慮ください。
 持ち物 筆記用具、健康手帳(お持ちの人)※①と③はタオル、飲み物、運動できる服装と上靴
 申込み 平成31年1月25日(金)までに直接窓口または電話で、健康推進課へ

▶減塩みそづくり教室

家族の健康を守るため、減塩で無添加のみそを一緒につくってみませんか。
 日時 ①平成31年1月25日(金)、②2月5日(火)、③3月19日(火)
 ※各日とも、午前10時~、午前11時~、午後1時~。
 場所 文化センター3階第4講習室
 参加費 1口3,000円(麴2kg、大豆1kg、塩400g)※1人2口まで。
 定員 各14口(先着順。1日42口)
 持ち物 エプロン、手ふき、みそを入れる容器など
 申込み 開催日の2週間前までに健康推進課へ



保健医療

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代)
FAX 982-7988へ

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

献血

日時 12月18日(火) 午前9時30分～11時45分、午後1時～3時30分
場所 文化センター
輸血の安全を高めるため、400mlの献血にご協力ください。

12月の各種健康相談

▼窓口健康相談(要予約)

18日(火) 母子健康センター

40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

▼高齢者健康相談

13日(木) 南ヶ丘老人の家

21日(金) 八寿園

17日(月) 都老人の家・有都福祉交流センター(要予約)

65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間は午前9時30分～11時。都老人の家・有都福祉交流センターは午後1時30分～2時30分。
※窓口健康相談、高齢者健康相談の都老人の家・有都福祉交流センター実施分は事前に健康推進課へ予約を。

休日応急診療所

☎983-3001

診療日 日曜日・祝日・年末年始
場所 八幡園内73-3(市役所北側)
診療科目 内科・小児科・歯科
受付時間 午前11時30分～午後5時30分
診療時間 正午～

歯科休日応急診療所は、平成31年3月31日(日)をもちまして廃止します。

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

- 男山病院(☎983-0001)
毎週金曜日(祝日は除く)
午後6時～翌朝8時
- 宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)
診療時間は直接病院へお問い合わせください。
- 田辺中央病院(☎0774-63-1111)
24時間365日

▶年末年始の業務案内について

年末年始の小児救急医療・休日応急診療所は3面の「年末年始の業務案内」に掲載しています。

小児救急医療電話相談

☎#8000 または ☎661-5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日・夜間の電話相談に応じます。
相談時間 午後7時～翌朝8時
※土曜日は午後3時～翌朝8時

12月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内

| 事業名 | 会場 | 日程 | 受付時間 | 対象 | 1月の日程 |
|--------------|-----------------------|--------|----------------|--|------------------|
| 4カ月児健康診査 | 母子健康センター | 17日(月) | 午後1時～2時 | 平成30年8月1日～8月20日生 | 9日(水) 21日(月) |
| 10カ月児健康相談 | 母子健康センター | 14日(金) | 午前9時15分～10時30分 | 平成30年1月4日～1月22日生 | 8日(火) 30日(水) |
| 1歳8カ月児健康診査 | 母子健康センター | 11日(火) | 午後1時～2時 | 平成29年3月18日～4月5日生 平成29年4月6日～4月23日生 | 18日(金) |
| | | 21日(金) | | | |
| 3歳児健康診査 | 母子健康センター | 18日(火) | 午後1時～2時 | 平成27年6月生 | 22日(火) 23日(水) |
| | | 19日(水) | | | |
| すこやか子ども相談 ※① | 子ども・子育て支援センター(すくすくの杜) | 3日(月) | 午前9時30分～10時30分 | 0歳から就学前までの乳幼児で希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。(予約不要) | 7日(月) |
| | 子育て支援センター(あいあいポケット) | 5日(水) | | | 9日(水) |
| | 母子健康センター | 6日(木) | | | 15日(火) |
| | 八幡人権・交流センター | 7日(金) | | | 11日(金) |

※各健診の対象者には通知しています。

※①子育て支援センター(あいあいポケット)には駐車場がありません。

子ども・子育て支援センター(すくすくの杜)は、南玄関が出入口となります。

【持ち物】母子健康手帳、質問用紙

【健診内容】身体計測、内科診察(健診のみ)、育児相談、発達確認、栄養相談をします。

◎10カ月児健康相談はふれあい遊び、読み聞かせ、歯みがき指導があります。当日、子ども用の歯ブラシをプレゼントします。

◎1歳8カ月児健康診査、3歳児健康診査は歯科健診、歯みがき指導があります。歯ブラシをお持ちください。

◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。

【すこやか子ども相談内容】身体計測、育児相談、栄養相談、ふれあい遊びをします。身体計測については、2歳までのお子さんが対象となります。

けんこう大使
やわたん



定期予防接種のお知らせ

【集団予防接種】

BCG予防接種

生後1歳に至るまで(標準的には生後5カ月～8カ月に達するまで)に1回接種を受けてください。事前の予約は不要です。

日時・場所 12月7日(金) 午後1時20分～2時20分・母子健康センター

持ち物 母子健康手帳、予診票

次回の接種日は、平成31年1月10日(木)です。

【個別予防接種】

対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)、麻しん風しん混合(MR)、水痘、二種混合(ジフテリア・破傷風)、日本脳炎(※①)、子宮頸がん予防ワクチン(※②)

※①特例対象者(平成10年4月2日～平成19年4月1日生)に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。

※②現在、積極的勧奨(個別通知)を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

【注意事項】

◆接種の際は、母子健康手帳・予診票が必ず必要です。(個別接種の場合は、健康保険証などの住所が確認できるものも必要)

◆母子健康手帳・予診票を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。

◆通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。(電話申込可)

◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

暮らし生き生き 健康に幸せに 掲示板

【昨年、7年ぶりに大流行したのは?】

国立感染症研究所の報告によると、昨年度のインフルエンザ患者は2,249万人で、2010年以来7年ぶりに2,000万人を超え、インフルエンザによる休校は51,314施設にもものぼる大流行となりました。皆さんの中には「インフルエンザウイルスのワクチン接種(予防接種)をしたのに、どうしてかかるの?」と思う人もいるのではないのでしょうか。

【ウイルスと細菌の違いは?】

ウイルスは自分で細胞を持たず、遺伝情報が入った核酸とそれを包むタンパク質の膜だけでできています。ウイルスは仲間を増やすために宿主(ヒトや動物)の細胞に入り込んで増殖しますが、宿主が抗体を持っていると増殖できないため、毎年

微妙に姿を変えます。もしウイルスを攻撃しようとする、宿主の細胞も攻撃することになるため、有効な抗ウイルス剤は多くありません。一方で細菌は、細菌自体が細胞を持つことができます。つまり、ウイルスは幽霊のように実態(細胞)を持たないからこそ、予防も治療も容易ではないのです。

【インフルエンザワクチンの型はどうやって決まる?】

インフルエンザウイルスは、毎年変化するため、どの型にウイルスが変化するかは予測するしかありません。ワクチンに含まれるウイルスの型は、WHO(世界保健機関)が所有するウイルスのデータベースに、前年の流行状況を加味して予測し、日本では厚生労働省がWHOの

予測データに日本での流行状況を加味して決定します。インフルエンザワクチンについて、順天堂大学の関谷栄医師は「幸い、この10年間では予測したウイルスの型と流行したウイルスの型は一致していた」と話します。しかし、あくまで予測ですから、外れることもあります。

【インフルエンザを避けるためにあなた自身ができることは?】

インフルエンザは、ウイルスが体内に入ることによって発症するため、体内にウイルスを入れないことが重要です。そのためにはインフルエンザのワクチンに加えて「マスクを着用し、手洗い・うがいでウイルスを体内に入れないこと」が大切だと関谷医師は指摘します。本市では65歳以上の人を対象とした高齢者インフルエンザ予防接種の助成制度があります。あなたもワクチン接種と「マスク・手洗い・うがい」で、自分できるインフルエンザ予防に取り組んでみませんか?

問合せ 健康推進課

みんなでつくる安全・安心のまち

美濃山小拠点にパレード



横断幕を掲げて行進する参加者たち

同パレードは、住民たちの防犯意識の向上を図り、犯罪への抑止力を高めること

「安全・安心のまちづくり」パレードが11月23日、美濃山小学校を拠点に開催され、約1000人の参加者が、防犯を呼び掛けるプラカードを掲げるなどしながら地域を行進しました。



プラカードを掲げる参加者たち

とで「安全・安心のまちづくり」を推進しようと、八幡市自治連合会が主催。市内を6地域に分け、年ごとに地域をかえながら、平成16年から毎年開催されており、今年で15回目となります。

パレード前に行われた記念式典では、同連合会の上原嘉昭会長が「安全・安心のまちづくりへの協力者がどんどん増えてきており、大変うれしく思っています。これからも八幡市自治連合会が中心となって市民意識の高揚を図り、安全・安心なまちをつくっていききたい」とあいさつ。また、「安全・安心のまちづくり」に貢献された5人に感謝状が贈呈されました。

パレードでは、パトカーや京都府警察平安騎馬隊の先導で参加者たちが行進。「ひったくり注意」や「空き巣にご用心」などのプラカードを掲げ、さらなる防犯意識の向上を住民たちに呼び掛けていました。

音楽で交流深める



演奏する市内中学校・京都八幡高校合同バンド

「第20回記念音の祭典 in YAWATA」が11月11日、文化センター大ホールで開催され、約750人の観客が、出演した11組の演奏を楽しみました。

この祭典は、小学生から社会人までの幅広い世代に、音楽を通じて交流を深めてもらおうと、文化協会の協力を得て、毎年、市が主催しており、今回で20回目を迎えました。

オープニングでは、第20回を記念する特別出演として八幡市民オーケストラが演奏を披露。ヴァイオリン

やチェロなどの弦楽器による美しいハーモニーが会場を包み、観客たちは心地よさそうに音色に聴き入っていました。

その後、市内で活動する吹奏楽団や和太鼓サークル、市内小学校のグループが演奏や合唱を披露。市内中学校や京都八幡高校の吹奏楽部合同バンドは、人気アーティストの曲のメドレーなどを演奏し、観客たちは手拍子しながら演奏を楽しみ、会場は大いに盛り上がっていました。

第20回記念音の祭典 in YAWATA

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。



玉入れをする参加者たち

障がい者スポーツ大会

「第40回八幡市障がい者スポーツ大会」が11月10日、市民体育館で開催され、135人の参加者が紅白に分かれ、さまざまな競技を楽しみました。

同大会は、障がいのある人を含んだ多くの市民のふれあいを深めるとともに、障がい者スポーツを振興しようと、毎年、市内のボランティア団体に協力を呼び掛けて市が主催しており、今回で40回目を迎えました。

大会では、「借り物競走」や「ボールリレー」「紅白綱引き」などの7種目を実施。「紅白玉入れ」では、開始の合図とともにかごに向かって次々と玉を投げ入れるなど、参加者たちは勝利を目指しつつも、楽しみながら競技に取り組んでいました。

また、同大会の第40回を記念して制作されたスライドショーも上映。第一回からこれまでの同大会の写真が映し出され、観賞した参加者たちは笑顔が浮かべながら懐かしそうにスライドに見入っていました。

笑顔全開 競技にトライ

135人、綱引きや玉入れ

1日1円貯まった善意

「愛の貯金箱」開封

八幡市老人クラブ連合会

八幡市老人クラブ連合会の会員たちがコツコツ貯め続けた「愛の貯金箱」の開封作業が11月19日、福祉会館で行われ、女性会員を中心に約40人が貯金箱を開封し、硬貨などを仕分けました。

94万5千801円市に寄付



硬貨などを仕分ける女性会員たち

この活動は、「1日1円」を合言葉に市の福祉に役立てようと、同連合会が昭和56年から毎年実施。今年の2月に約5千個の貯金箱を会員に配布し、買い物のお釣りなどを貯金してきました。

会員たちは4つのテーブルに分かれて仕分け作業を開始。テーブルには貯金箱から取り出された硬貨が次々と積まれて善意の山ができ、会員たちは慣れた手つきで手際よく硬貨を1円玉とそれ以外に仕分けていました。

市内7カ所の郵便局の協力で集計された合計金額は94万5千801円で、全額が市に寄付され、福祉のために使われます。